

殿

保 証 書

**Nakadoi** Construction & Reform  
corporation



株式会社 中土居工務店

☎ 06-6725-0520

Fax. 06-6725-0530

〒577-0816 東大阪市友井 5-5-39

<http://www.nakadoi.co.jp>

建築業許可:大阪府知事 許可(般-17)第 125002 号 / 一級建築士事務所登録 大阪府知事(口)第 22452 号

## 保 証 規 準 表

	適用事項		保証期間			適用除外
	部位・設備	現象	1年	2年	5年	
主要構造体	基礎 床柱 屋根	構造強度に重大な影響を及ぼす著しい変形・破損・亀裂・不陸・たわみ・沈下	工事請負契約約款 ※第27条瑕疵担保に準ずる ※第27条の2新築住宅の瑕疵担保に準ずる			木材・コンクリート等の材質的な収縮に起因する構造上特に支障のない変形、亀裂
	防水	屋根 外壁 バルコニー・ベランダ				雨漏り及び雨漏りによる室内仕上面の破損
主要構造体以外の屋外下地及び仕上	屋根庇	屋根葺材の著しい浮き・ずれ・ひび破損		○		屋根面への物干し、アンテナ等の取付及び不注意な歩行に起因するもの
	基礎	モルタル等仕上材の割れ・はがれ 床下換気口等の破損		○		①幅3mm以下の構造上影響のない亀裂 ②白華現象
	土間	ポーチ・テラス等の土間・仕上材の著しい亀裂・破損		○		①幅3mm以下の構造上影響のない亀裂 ②白華現象
	外壁	著しい亀裂・破損 浮き・はがれ		○		①幅3mm以下の構造上影響のない亀裂 ②白華現象
		タイル割れ・はがれ		○		①軽微な目地切れ ②白華現象
	軒天井	仕上材の著しい浮き・はがれ・破損		○		①幅3mm以下の構造上影響のない亀裂 ②白華現象
		錆び・シミ		○		
	樋・鋳金物	著しい変形・破損		○		雪害や枯葉等の清掃不十分に起因するもの
		排水不良 取付不良		○		
	バルコニー・ベランダ (既成品)	変形・破損		○		重量物の使用に起因するもの

	適用事項		保証期間			適用除外
	部位・設備	現象	1年	2年	5年	
主 要 構 造 体 以 外 の 屋 内 下 地 及 び 仕 上	外部手摺・フックボックス・面格子	変形・破損 取付不調	○			重量物の使用に起因するもの
	窓枠・窓建具 戸袋・雨戸 網戸	変形・破損 取付不良・作業不良 部品類の故障	○			ガラス、網戸は点検確認時のみ
	玄関扉 勝手口扉	破損・作動不良 取付不調 部品類の故障	○			①ガラスは点検確認時のみ ②2mm以下の軽微なひび割れ ③作動に影響ないそり
	内部床	著しいさがり・ むくり・きしみ そり・割れ・はがれ	○			①重量物の使用に起因するもの ②機能上さしつかえないもの ③畳表は点検確認時のみ
	階段	きしみ・割れ・ はがれ	○			①重量物の使用に起因するもの ②機能上さしつかえないもの
	内部壁	破損・亀裂・変形			○	①機能上さしつかえないもの ②過度の暖房によるもの ③材料の収縮によるもの
		はがれ・すき	○			
	内部造作材	きしみ・そり・ ねじれ・すき			○	①機能上さしつかえないもの ②過度の暖房によるもの ③材料の収縮によるもの
	天井	著しい変形・さがり そり・割れ・すき			○	①機能上さしつかえないもの ②過度の暖房によるもの ③材料の収縮によるもの
	内部扉・襖 障子・サッシ	変形・破損・ 取付不調・作動不良 部品類の故障	○			①ガラス、襖紙、障子紙は点検確認 時のみ ②作動に影響ないそり ③木材の軽微なひび割れ
建具金物 カーテンレール	変形・破損 作動不良・取付不良	○				
造付家具 (押入れ含む)	変形・破損 作動不良	○				

	適用事項		保証期間			適用除外
	部位・設備	現象	1年	2年	5年	
屋内 外仕上	虫害	ラワン虫孔	○			タタミ、ジュータンに発生するダニ類によるもの
	内部付貼	割れ、はがれ		○		①軽微な目地切れ ②白華現象
	外部塗装	錆び・はがれ・変色	○			①走行部分のはがれ
	内部塗装	錆び・はがれ・変色	○			②汚れによる変色
断熱・結露	断熱材	性能保持に影響を及ぼす著しい変形、脱落、結露及び結露に起因する室内仕上面の汚損		○		①換気不足、水蒸気を大量に発生する住まい方によるもの ②サッシュ、ガラス等の結露 ③浴室、洗面、便所等の水まわりの結露
	防蟻処理	施工業者発行の保証基準による			○	土壌処理を行っていない部分
給排水衛生設備	給水管 給湯管	水漏れ・破損		○		凍結に起因するもの
	排水管 トラップ、通気管 会所	水漏れ・排水不良 破損		○		①凍結に起因するもの ②異物のつまりに起因するもの ③清掃不十分に起因するもの
	排水栓 バルブ	作動不良・水漏れ		○		①凍結に起因するもの ②パッキング等消耗部分に起因するもの
	浄化槽 クリーン水洗	破損・機能不良		○		指定もしくは公認業者と維持管理契約を結ばないもの
不同沈下		○				
電気設備	分電盤	破損・取付不良		○		
	配管・配線	破損・結線不良		○		
	スイッチ・コンセント	作動不良・取付不良	○			
	照明器具・ インターホン・チャイム 非常警報器	作動不良・取付不良	○			管球は点検確認時のみ
	換気扇・換気口 レンジフード	破損・作動不良 取付不調	○			
	煙突	変形・取付不調	○			

	適用事項		保証期間			適用除外
	部位・設備	現象	1年	2年	5年	
ガス設備	ガス配管	破損		○		ゴム管を除く
	ガス栓	破損・取付不調	○			
	ガス風呂釜 湯沸器	破損・取付不調 作動不良	○			凍結に起因するもの
厨房設備	水漏れ・排水不良		○		①凍結に起因するもの ②異物のつまりに起因するもの	
衛生設備	破損・作動不良 取付不調	○			①パッキング等消耗部分に起因するもの ②電池、電球等の消耗品	
浴室設備	水漏れ・排水不良		○		異物のつまりに起因するもの	
	破損・作動不良 取付不調	○			①凍結に起因するもの ②風呂フタの破損	
	配管	水漏れ・排水不良		○		①凍結に起因するもの
	機器	水漏れ・排水不良 変形・破損 作動不良・取付不調	○			②電池等の消耗品
外構	門扉	亀裂	○			巾3mm以下の構造上影響のない亀裂
	掘込車庫	仕上材の浮き・割れ・はかれ	○			①笠木、ポストからのたれによる汚れ ②白華現象
	フェンス	取付不調	○			
	アプローチ カーポート	排水不良 亀裂・破損	○			巾3mm以下の亀裂
	石積 擁壁	崩壊 著しい亀裂		○		①巾3mm以下の構造上影響のない亀裂 ②白華現象
	植栽・芝生	枯木・倒木	○			管理が不十分なもの

## ご 注 意 事 項

1. 本保証における主要構造体とは、建物本体を構成する基礎、床、壁、柱、梁、屋根から仕上、付属部品、設備を除いた部分をいう。
2. 屋根葺材、外壁仕上材等の維持管理とは、お客様による3～5年ごとの点検と点検にもとづく適切な補修をいう。
3. 本保証における著しいとは、本来持つべき機能、性能を有しない場合、又は通常修理が必要と思われる程度をいう。
4. 設備機器等において、別途製造メーカーの保証のあるものは、製造メーカーの定めによる保証期間とする。
5. ガス配管についてはガス事業法によります。
6. 電気、水道又はガスの供給主体もしくは製造メーカーの定めがある場合はそれによります。

## 共 通 免 責 事 項

- ・お客様の不適正な使用、又は維持管理の不備に起因するもの
- ・当社が関与しない増改築、補修及びベランダ、物干、太陽熱温水機、アンテナ等の設置に起因するもの
- ・入居者、又は第3者の故意又は過失によるもの
- ・仕上のキズ、汚れで引渡時にお申出がなかったもの
- ・近隣の土木工事、建築工事の影響に起因するもの
- ・火災、爆発等予期しない外来事故及び予想外の地震、暴風雨、積雪、凍結等の自然現象に起因し、近隣住宅と同等程度の被害を受けたもの
- ・敷地周辺の地盤の変動、地割れ、土砂くずれ、又は周辺環境、公害に起因するもの
- ・木材の経年による乾燥収縮に起因するもの
- ・自然特性又は通常の経年変化に起因する磨耗、退色、変色、カビ、サビ、コケ等によるもの、もしくは過度の暖房や乾燥による収縮及び音、臭いなどの官能的現象で使用上支障のないもの
- ・契約当時実用化されていた技術では、予測・予防することが出来ない現象、又はこれに起因するもの
- ・当該建物の引渡時仕様以外のもの、又はお客様の支給材、機器類及びこれに起因するもの
- ・当社が不適切と指摘したにもかかわらず、お客様が指定した材料、部品、器具、施工方法に起因するもの
- ・ダニ類の発生や犬、猫、鳥、ネズミ、ゴキブリ等の小動物の害や、植物の根等の成長に起因するもの
- ・保証期間経過後、又は保証該当事項の発生後すみやかに申出がなかったもの